

平成30年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について決算の説明資料等において明らかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,445千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 997,042千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	176,232	131,854			5,759	38,619
	高齢者福祉事業	5,228			179	655	4,394
	児童福祉事業	500,993	305,951		36,292	20,602	138,148
	小計①	682,453	437,805		36,471	27,016	181,161
社会保険	国民健康保険事業	54,507	35,735			2,436	16,336
	介護保険事業	100,777	1,210			12,921	86,646
	小計②	155,284	36,945			15,357	102,982
保健衛生	健康診査等事業	19,226	4			2,494	16,728
	予防接種事業	18,786	26			2,434	16,326
	後期高齢者医療事業	121,293	20,002			13,144	88,147
	小計③	159,305	20,032			18,072	121,201
合計(①+②+③)		997,042	494,782		36,471	60,445	405,344

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分の上、充当しています。